

(3)主な重点課題の達成状況一覧

体系2 市民満足度向上に向けた取り組み

<b>改善項目</b>	(1) 廃園後の市立幼稚園施設を活用した子育て支援施設の開設 (健康福祉部子育て支援室、教育部学務課)	
<b>改善の取り組みの概要</b>		<b>年次計画</b>
<p>平成 14 年第 2 回(6月)市議会定例会にて三鷹市立学校設置条例の改正を行い、大沢台幼稚園を平成 16 年度末、ちどり幼稚園を平成 17 年度末、こじか幼稚園を平成 18 年度末にそれぞれ廃止することとした。廃園後の施設については、平成 16 年9月に策定した「幼稚園廃園後の施設活用の基本方針」に基づき、保育園をベースとしながら、総合的な子育て支援施設とする。保育機能、ひろば機能(相談・交流事業等の実施)、幼児教育機能などの機能を、3施設の地域特性等を考慮しながら設定する。保育園の運営については、公設民営を含め、検討を進める。また子育て支援の質を確保するための仕組みづくりを行う。</p>		<p>平成 16 年度までに、大沢台幼稚園廃園(3月31日) 平成 17 年度までに、ちどり幼稚園廃園(3月31日) 平成 18 年度までに、こじか幼稚園廃園(3月31日)、保育園開園1か所 平成 19 年度までに、保育園開園1か所 平成 20 年度までに、保育園開園1か所</p>
<b>平成 19 年度までの実績と取り組み効果</b>		
<p>親子ひろばを併設した大沢台保育園(定員 40 人、公設民営)を平成 18 年4月に開設。平成 17 年度末に廃園した旧ちどり幼稚園については、幼児教育機能を強化したちどりこども園(保育定員 43 人、幼稚園タイプ 30 人、公設民営)として、運営を(社福)三鷹市社会福祉事業団に委託し、平成 19 年4月に開設した。平成 18 年度末に廃園した旧こじか幼稚園については、こじか保育園整備事業及び運営に係る基本方針を、パブリックコメント手続きを経て平成 19 年3月に策定し、親子ひろば機能を備えた公設民営保育園(定員 54 人)として平成 20 年4月開設した。</p>		

<b>改善項目</b>	(4)「電子自治体」構築の取り組み(企画部情報推進室)	
<b>改善の取り組みの概要</b>		<b>年次計画</b>
<p>電子自治体の構築に向け、庁内業務の基幹となるシステムの電子化を推進するとともに、電子申請、公共施設予約等システム、戸籍事務の電子化、統合型地理情報システムなどの整備を推進し、市民満足度の向上及び簡素で効率的な行政運営の実現に取り組む。</p>		<p>平成 16 年度からシステムの整備・拡充</p>
<b>平成 19 年度までの実績と取り組み効果</b>		
<p>平成 18 年度までに 庁内業務の基幹となる、基幹系システムの再構築、総合文書管理システムの構築を図るとともに、電子申請サービスを開始、戸籍システムの開発を実施したほか、人事・給与システムの再構築を実施し、行政事務の効率化を図るとともに申請等手続の多様化と窓口業務時間の延長等を実現した。</p> <p>平成 19 年度は、「いつでも、どこでも、誰でも」がICT(情報通信技術)の活用により、くらしの豊さ・便利さ・楽しさを実感できる地域社会の実現を目指すため、三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針を策定した。この方針に基づき、推進協議会等の体制を整備するとともに、総務省からの委託事業を活用して親子安心システム、地域SNS、三鷹ナレッジネットワーク等のシステム構築やモデル事業の実施などに取り組んだ。また、統合型地理情報システム(GIS)による市民への情報提供(三鷹市わがまちマップ)を開始するとともに、財務会計システムの更新を行った。</p>		

改善項目	(5) 各種審議会等委員の公募制等の拡大（総務部職員課等）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	<p>自治基本条例の制定に合わせ、審議会等の会議に一定の公募枠を設けるよう取り組みを進める。また、委員の男女の比率、年齢構成、選出区分が著しく不均衡にならないようにするとともに、委員の多選や複数の委員会の委員の兼任を避けるよう引き続き取り組む。</p> <p>次の審議会等を始めとして公募枠の設定に取り組む。  ・個人情報保護委員会（総務部相談・情報センター）・商工振興対策審議会（生活環境部生活経済課）・社会教育委員・文化財専門委員（平成18年4月1日から文化財保護審議会委員）・公民館運営審議会委員・図書館協議会委員（教育部生涯学習課）</p>	<p>平成16年度までに検討 平成17年度から検討・対応</p>
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成18年4月に市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準を策定し、この基準により男女委員の構成比、公募枠の設置、在任年数制限等を規定し、協働のまちづくりを推進していく取り組み方針を定めた。この基準を広く周知し基準遵守の徹底を図りながら、各種審議会等委員の選任状況の調査を行う一方、担当部署に対して、委員選任に先立ち、職員課に委員の選任状況の確認を行うことを義務付け、基準遵守の確保に努めている。その結果、公募委員を選任している審議会等の割合は、平成18年度当初約30%であったものが平成19年度当初には約40%となり、平成20年度当初には約48%となった。</p>		

#### 体系4 新しい政策に対応する新組織の整備

改善項目	(2) 組織の見直し（企画部企画経営室）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	<p>基本計画の最重要・重点プロジェクト等を推進するため、組織の改編や横割り組織の設置等について検討し、柔軟で機動的な組織づくりを行う。新たな事業の展開への対応や現状の部構成を越えた事業への対応など、新しい課題に即応する組織の見直しを検討する。具体的には、訴訟事務や事故などに対する法的な支援を行う訟務担当の設置などについて検討する。</p>	<p>平成16年度に組織改正の実施 平成17年度から検討・実施</p>
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>組織の簡素化を図りながら、新たな課題に対応した組織づくりを行うための検討を引き続き行い、平成20年4月1日付で組織改正を行った。都市整備部に公共施設課を新設し、市の公共施設の整備や維持・保全などの一元的な管理を図るとともに、総務部管財課を契約管理課とし、学校を含めた教育施設の日常的な管理や修繕業務は、教育部総務課に設置した施設係へ移管した（同部施設課は廃止）。また、医療制度改革に対応するために市民部保険課に新たに特定健診係を設置した。さらにまちづくり推進体制を整備するため、都市整備部の都市計画課と、まちづくり建築課の再開発係と住宅対策係を統合し、新たにまちづくり推進課を設置したほか、健康福祉部生活福祉課の福祉相談係を福祉給付係に変更し、水道部工務課の配水係は、都への業務の移行に伴い廃止した。</p>		

改善項目	(3) まちづくり総合研究所の設置（企画部企画経営室）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	<p>まちづくり研究所を発展的に解消し、地域のシンクタンクとして、「三鷹ネットワーク大学」にまちづくり総合研究所を設置する。広範な市民、研究者等の協力を得ることにより、より専門的で、効果的な研究体制を整えるとともに、研修機能のさらなる強化を図る。また、子ども・子育てに関する研究を行うことにより、市の重要施策である子ども・子育て施策の展開を図るため、まちづくり総合研究所を設置する中で子ども・子育て研究所（仮称）の設置を検討する。</p>	<p>平成16～17年度に、調査・研究 平成18年度に、まちづくり総合研究所の設置</p>
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構において、まちづくり総合研究所事業として第3次基本計画第2次改定に伴う市職員向け講座を実施したほか、法政大学大学院が内閣府地域再生室と連携して企画した「地域再生システム論」に市の若手職員を研修派遣するなど、研修機能を中心に事業展開を行った。</p>		

改善項目	(4) 市民協働センターの運営（生活環境部コミュニティ文化室）	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>市民協働センター(平成15年12月開設)は、これからの地域社会のあり方として、市民とともに、アイデアを生み出し、ともに事業を進める拠点施設を目指している。公募市民を含めた企画運営委員会(平成16年7月設立)において、次の事項について検討を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民協働センターの公設協働運営の方法(市民協働センターは、開設以来、市が運営しているが、概ね3年後を目途に市民・NPO・市民活動団体等による公設協働運営を目指すこととする。)</li> <li>2 「新しい公共」の分野における市民と行政との協働事業推進(協働事業の公募・NPO等の企画提案へのサポートなど)のあり方</li> <li>3 市民活動支援のために、NPO等市民活動支援ファンドの創設等を含めた助成制度のあり方</li> <li>4 まちづくりに関する市民参加の窓口機能(まちづくりに関する調査・研究、市民参加の支援策など)の促進策</li> </ol>		<p>平成16年度に、企画運営委員会設立  平成17～18年度に、市民協働センターの協働運営の検討  平成19年度に、市民協働センターの協働運営の開始  平成20年度から、市民協働センターの協働運営</p>
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民協働センターの望ましい協働運営の検討結果について、平成20年2月、企画運営委員会から「協働運営に関する検討報告書」が市に提出された。</li> <li>2 三鷹市市民活動協力者登録制度による「市民活動助っ人隊」を編成した。</li> <li>3 ネットワークを推進するためのトークサロンは4回(参加者数70人)、行政情報を提供するための出前説明会は3回(参加者数31人)、市民活動支援事業としての「ブログ講座」・「コーチング講座」・「NPO法人入門講座」等は82回(参加者数955人)開催した。また、講座等の開催は、運営するNPO・市民活動団体との協働事業として実施したことにより、参加者及び講座運営者から満足度の高い評価を得ることができた。</li> </ol>		

改善項目	(5) 「多摩地区水道経営改善基本計画」に基づく都営水道事業事務委託方式の解消（水道部業務課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>平成24年度からすべての業務を東京都水道局へ移行し、事務委託方式を解消するため、平成16年度から平成23年度までの8年間に人員の計画的な削減を行う。今後東京都水道局が実施する多摩地区水道の効率化の方策に合わせて人員削減を検討するとともに、市民サービスの低下を招くことのないよう十分留意する。</p>		<p>平成18年度に、係の見直し  平成19年度に係の見直し等</p>
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>三鷹市との協議に基づき、平成18年3月、東京都において「水道業務移行計画(三鷹市)」が策定され、この計画に沿って、年次別に業務部門ごとの外部委託や人員削減を進めている。平成19年度は、「多摩お客さまセンター」への窓口業務の一部移行に伴い、業務課業務系の職員を3人削減したほか、浄水所運転業務の東京都水道局への集中化により、工務課配水系の職員を2人削減した。</p> <p>また、業務課業務系の職員1人の再任用化、浄水所の維持管理業務の事務委任等について検討を行った。</p>		

## 体系5 人財育成制度の改善と適正配置の実施

改善項目	(2) 人事任用制度の見直し(総務部職員課)	
改善の取り組みの概要	年次計画	
<p>人事任用制度に関する職員アンケートを実施し、分析結果を人事考課制度及び昇任昇格制度の見直しへ反映し運用していく。同時に、「人財育成基本方針」に基づき、男女平等や次世代育成支援の視点を取り入れた人財育成を効果的に進めていく組織環境を整備する。</p> <p>制度の見直しについては、全庁的に組織されている職員研修委員会メンバーにより検討作業を進め改正案を作成し、経営会議等を通じて見直し内容を確定し、平成16年度以降の人事考課制度及び昇任昇格制度実施への反映を図る。</p>	<p>平成16年度に、職員アンケート実施と制度見直し・運用</p> <p>平成17年度に、人財育成システムの試行と連動した人事任用制度の運用</p> <p>平成18年度に、人事任用制度の運用拡大(人事考課結果の開示等)</p> <p>平成19年度以降、継続実施</p>	
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>人財育成と能力開発が直結した評価と処遇の制度として、平成13年度から人事考課と昇任昇格選考を実施した。考課者がこれらの制度に適切に対応できるよう、考課者研修を毎年度実施するとともに、人事任用制度の検証を継続的にを行い、毎年度改善を図っている。</p> <p>平成18年度には、人事考課結果の本人開示と昇任昇格選考の採点結果の本人開示項目の拡大を行ったほか、平成19年度には、より適正な人事考課を行うため、考課要素の着眼点の表現の見直しを実施し、制度の透明性や信頼性を高めた。また、人事考課の全面的システム化を行い、事務の効率化を図るとともに、人事考課結果を処遇や人財育成に円滑・迅速に活用できるようにした。</p>		

改善項目	(3) 給与等の見直し(総務部職員課)	
改善の取り組みの概要	年次計画	
<p>平成16年度については、主に退職手当及び昇給停止年齢の見直しを行う。また、人事院勧告、東京都人事委員会勧告に基づく、年次の給与改定は従前どおり今後も行っていく。</p> <p>さらに、今後の人事制度の見直しとも連動させて、勤務実績を的確に反映させ、働きに見合ったより納得性の高い給与制度とする。</p>	<p>平成16年度に、年次の給与改定、退職手当、昇給停止年齢等の見直し</p> <p>平成17年度に、年次の給与改定、制度検討、研究(人事制度見直しに連動して導入)</p> <p>平成18年度から継続実施</p>	
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成17年度は、国における給与構造改革への対応の一環として、いわゆる枠外昇給制度を廃止するとともに特殊勤務手当を大幅に見直し、8種14項目を4種7項目に改正し手当額を約9割削減した。また、平成18年度には、給与構造改革への対応として給料表の4分割化を行い、平成19年4月から昇給を年1回の実施とした。さらに平成20年4月から、給料と地域手当の配分変更を行い、給料の引下げを行うとともに、その引下げに見合うよう、地域手当を12%から13.5%に引き上げた。</p>		

改善項目 (5) 時間外勤務の縮減 (総務部職員課)	
改善の取り組みの概要	年次計画
<p>1 各課単位で職務分析を行い、時間外勤務時間の削減計画(目標削減時間と財政効果及びその対象となる業務等)を立てる。</p> <p>2 削減による財政効果の1/2の経費を原資に、嘱託員又は臨時職員を配置する。(例:現在の目標(実績)が1,000時間の場合、これを半減する500時間を達成目標とし、250時間分を経費換算(時間外勤務単価の平均により算出)した嘱託員等の配置を行う。)</p> <p>3 翌年度に時間外勤務時間の削減効果を検証するとともに、改善について所属職員の満足度を調査する。</p> <p>4 対象職場の拡大と継続的な実施 自らの業務を見直すことで、時間外勤務を減らすことが可能になるという点で、自発的な改善が期待できる。対応する業務の整理に一定の時間を要する職場等があることから、直ちに対応可能な職場を中心に試行し検証を行う。</p>	<p>平成17年度に対象職場の選定</p> <p>平成18年度に施行</p> <p>平成19年度に対象職場の拡大</p> <p>平成20年度から継続実施</p>
平成19年度までの実績と取り組み効果	
<p>事務の効率化とワークシェアリングの推進、時間外勤務の縮減による職員の健康保持を図るため、平成17年度に事前調査を行い、平成18年度から実施対象部署を決めて嘱託員を配置し、職務分析を実施した。平成19年度は、6部9課に10人の嘱託員を配置するとともに、職務分析の手法から得た時間外勤務時間の管理のノウハウを提示しながら、全部課に対し時間外勤務の縮減の取り組みに関するヒアリングと検証・推進を行った。これらにより職員の業務負担の軽減を図り、業務改善・改革意識を高めた。その結果、市全体での平成19年度の時間外勤務の合計時間数は、前年度比約4,000時間縮減した。</p>	

## 体系6 コスト削減と歳入確保に向けた工夫

改善項目 (3) 入札制度の改善 (総務部管財課)	
改善の取り組みの概要	年次計画
<p>平成17年4月から電子調達システム(電子入札サービス・電子入札資格審査サービス(平成16年度一部実施)・入札情報サービス)を導入する予定である。</p> <p>この電子調達システムの導入とともに、制限付一般競争入札の範囲拡大、郵便入札の導入など、入札制度の透明性、公平性、競争性などの向上を目指した入札改革を実施する。特命随意契約については、業務の内容等の詳細な検討など引き続き必要な見直しを実施していくこととする。</p>	<p>平成16年度までに、電子入札資格審査サービスの実施・郵便入札試行開始</p> <p>平成17年までに、電子入札の一部導入・制限付一般競争入札の範囲拡大など</p>
平成19年度までの実績と取り組み効果	
<p>電子調達システムの導入については、平成16年度に資格審査サービスを、平成18年度には入札情報サービスと電子入札を開始した。工事案件では平成18年度に電子入札への完全移行が完了し、平成19年度には物品購入や委託等の案件について電子入札の導入を図ったところである。</p> <p>入札制度については、平成18年1月に地域要件の緩和、工事成績や社会貢献度の入札条件への反映などを内容とする制度の見直しを実施、さらに平成19年度には地域貢献度等への評価項目として、「災害時における支援等に関する協定を締結している者で活動の実績を有する者への評価」を追加するとともに、継続的にその効果を検証している。特命随意契約については、平成12年度以降見直しを継続中である。</p>	

改善項目	(5) コミュニティバス運行の見直し(都市整備部道路交通課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>市内をスムーズに移動するためには、路線バスとコミュニティバスが連携した交通ネットワークの構築が不可欠であり、それぞれの役割分担と連携のあり方を明確にする中で、コミュニティバス運行の見直しを行う。見直しにあたっては、既存ルートの見直しや新ルートの開設について検討するとともに、平成14年度に西部ルートに導入した乗り継ぎ運賃制度(割引制度)の拡充やバス乗り継ぎステーションの整備、さらに適切な運行間隔の確保、低料金化についても検討する。</p>		平成16年度から見直し・運行
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成18年10月に策定したコミュニティバス事業基本方針に基づき、平成18年度は、北口ゾーンで武蔵野市とムーバスの共同運行を開始するとともに、北野ゾーンで小型車両による小循環の実証運行を開始した。平成19年度は、地域交通としての実用性を検証するため、この実証運行の期間延長を行い、運行許可期間の末日(平成20年1月24日)をもって終了した。今後は、利用実績やアンケート等の調査結果を踏まえ、実証運行の結果を反映させながら、新北野ルートの早期運行開始に向け取り組んでいく。また、新川・中原ルートについては、バス事業者と平成19年7月より調整会議を定期的に開催し、基本事項の協議を積み重ねて、平成20年度の運行実施に向け、運行合意書を締結した。</p>		

改善項目	(6) 市税収納率の向上(市民部納税課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>これまで実施してきた収納向上対策のほか、平成16年度から全国に先駆けて実施した軽自動車税のコンビニエンスストアにおける市税収納事務委託を、市民税や固定資産税に拡大することを検討するとともに、マルチペイメントネットワークシステムの活用による納付機会の拡大を検討する。</p> <p>また、基幹系システム再構築において滞納整理業務をシステム化する中で、電話催告システムの導入の検討や東京都との連携による収納率向上対策の実施など、市税の納期内納付率及び収納率の向上を目指す。</p>		平成16年度から、収納率の向上
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成16年度の軽自動車税から実施したコンビニ収納について、平成19年度より個人市民税・都民税及び固定資産税・都市計画税にも適用範囲を拡大した。また、同税目を対象とするマルチペイメント収納についても、平成20年1月より試行運用を開始し、平成20年度当初課税分からの本格導入に向け課題整理を行い、更なる納付機会の拡大を進めた。そのほか、平成20年3月より、民間事業者への委託による「三鷹市納税推進センター」を設置し、電話催告システムを有効活用した電話による納税者への自主納付の呼びかけを集中的に実施するなど、更なる収納率の維持・向上に努めた。</p>		

改善項目	(7) 国民健康保険税収納率の向上(市民部保険課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<ol style="list-style-type: none"> <li>新規加入者への口座振替の徹底勧奨を図る。</li> <li>現年度分未納者への早期対応を行う。(嘱託職員による電話催告、訪問徴収)</li> <li>滞納処分の強化等を図る。</li> <li>夜間・休日窓口の開設を実施する。</li> <li>基幹系システム再構築において、滞納整理業務をシステム化する中で、電話催告システムの導入及びコンビニ収納の実施方法・時期を検討する。</li> </ol>		平成16年度から、収納率の向上
平成19年度までの実績と取り組み効果		
<p>1については、加入時における口座勧奨の徹底を図り、2についても、収納嘱託員の業務見直しにより、より早期からの電話催告を中心とした取り組みに変更し、現年収納率の向上に寄与した。3についても、滞納整理の事前調査を専門とする担当を置くことでより効果的な多数の財産調査を達成でき、その結果平成18年度に比べ格段の滞納整理を推進することができた。4については引き続き昨年度と同様に実施した。さらに、5のコンビニ収納については、平成19年7月から実施した。</p>		

改善項目	(8) 川上郷自然の村の管理運営の改善 (教育部総務課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>平成 14 年度に川上郷自然の村あり方検討委員会を設置して、改善策を報告書にまとめた。これに基づき、平成 16 年度から小学校自然教室を 2 校合同実施として一般利用期間を拡大し、また施設周辺ガイドを作成して市内及び四市行政連絡協議会構成市を中心に PR 活動を展開した。このため、平成 16 年度上半期の利用者数は前年度比 23% 増となり、一定の成果があがっている。</p> <p>さらに利用者数の増を目指すため、現在の四市行政連絡協議会構成市を超えた利用者範囲の拡大を検討するとともに、施設の老朽度調査を実施し、今後の改修計画を立てていく。</p> <p>これらの取り組みの効果を検証しながら、積極的な PR 等さらなる改善策を検討する。なお、指定管理者制度を活用した運営も視野に入れた改善策も検討する。</p>		平成 16 年度から、改善策の検討・PR 活動の積極的展開
<b>平成 19 年度までの実績と取り組み効果</b>		
<p>平成 18 年 4 月から指定管理者制度に移行し、それに伴う経営努力や市内を始め都内、関東・中部地域等幅広く PR 活動を展開したことにより、平成 18 年度の一般利用者は 8,219 人、対前年度比 943 人 (13%) 増となった。また、その効果として、当初予定していた利用料金収入の超過分 821,220 円を歳入 (臨時収入) した。平成 19 年度においても、平成 18 年度同様積極的な PR 活動を展開するとともに、更なる利用者満足度の向上を目指し、ガイドマップの作成を始め各種利用者サービスの向上を図ったこと等により、一般利用者は、開設以来最高の利用者数 9,754 人、対前年度比 1,535 人 (18.7%) 増となり、平成 16 年度から 4 年連続で利用者増となっている。施設改修については、5 か年計画に基づき、平成 19 年度は本館管理棟外壁他の改修工事を実施し、施設の維持、管理に努めた。</p>		

## 体系 7 民営化・委託化の一層の推進と協働領域の拡大促進

改善項目	(3) 駐輪場の管理運営の委託化及び有料化の実施 (都市整備部道路交通課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>立体機械式駐輪場の効率的な管理運営を行うため、株式会社等へ管理運営委託を行う。なお、受益者負担の観点から有料化を実施する。</p>		平成 18 年度から委託・有料化
<b>平成 19 年度までの実績と取り組み効果</b>		
<p>平成 18 年度に有料駐輪場とした、三鷹駅南口東駐輪場とすずかけ駐輪場に加え、平成 19 年 12 月 1 日には三鷹駅南口西駐輪場を有料駐輪場 (指定管理者: 株式会社まちづくり三鷹) としてオープンしたことなどにより、放置自転車が、約 4 割減となった。</p>		

改善項目	(6) 「三鷹ネットワーク大学」の設立（企画部企画経営室）	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>「三鷹ネットワーク大学」は、三鷹市内及びその周辺における地域資源を活用し、様々な「知的創造の場」の形成とネットワーク化を図ることにより、市民生活の向上に資する新しい技術やシステムを開発し、都市活力の再生と充実した生涯学習の機会を提供することを目的とし、市民や教育・研究機関、企業者・事業者、三鷹市による「民学産公」の協働で推進する、市民に開かれた「知的創造の場」のネットワークとして、教育・学習機能、研究・開発機能、窓口・ネットワーク機能の3つの機能を有する。推進主体としてNPO法人などを検討のうえ設立する。また、まちづくり総合研究所の設置を行うとともに、職員研修の実施について検討する。</p>		<p>平成 16 年度までに「あすのまち・三鷹」推進協議会で一部試行的に開講 平成 17 年度までに開講 平成 18 年度から参加大学のカリキュラムにあわせて本格開講</p>
平成 19 年度までの実績と取り組み効果		
<p>「教育・学習」機能については年4期で 89 講座を実施し申込者数 7,139 人(受講者数 5,613 人)、受講者満足度は 86.9%となった。</p> <p>また、「研究・開発」機能では、ビジネスインキュベーター事業の推進により、平成 19 年度中に 11 人(市内では3人)の起業・就労が行われたほか、まちづくり総合研究所事業として、第3次基本計画の第2次改定と連携した市職員向け研修を実施した。また、法政大学、内閣府と連携し、同大学大学院政策科学研究科の「地域再生システム論」に、市若手職員の参加の機会を作るなど新たな取り組みを行った。この他、平成 18 年度に続き経済産業省受託事業(キャリア教育事業)に取り組んだ。</p> <p>「窓口・ネットワーク」機能では、e-ラーニングにおけるハード面の整備を行ったほか、団塊世代を対象とした交流事業を市と連携して開催した。</p>		

改善項目	(7) 安全安心・市民協働パトロール体制の整備 (生活環境部安全安心課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
<p>平成 15 年 12 月より実施している職員による安全安心パトロールを行い、第2段階である市の委託業者、第3段階である市民ボランティアの協力を得て、安全安心・市民協働パトロールを実施している。今後、このパトロールの市全域への拡大を進めるとともに、ネットワーク化を図り、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に取り組む。また、安全安心パトロール車による夜間巡回パトロールを実施する。</p>		<p>平成 16 年度までに、安全安心・市民協働パトロール体制の整備 平成 17 年度から、安全安心・市民協働パトロールの拡大・運用</p>
平成 19 年度までの実績と取り組み効果		
<p>平成 19 年 8 月に安全安心パトロール車1台の寄贈を受け、計3台となった。平成 19 年 11 月より安全安心パトロール車の防犯パトロール団体への貸出し事業を開始し、現在5団体に警視庁からパトロール実施の証明書が交付され、定期的なパトロール活動が実施されている。</p> <p>安全安心・市民協働パトロールの参加者は、町会・自治会等 29 団体 983 人、事業所等 18 団体(209 事業所)、ボディパネル装着車は 525 台となり、総合的な安全安心体制の中核となる安全安心・市民協働パトロールの拡充を図ってきた。これらの取り組みは平成 19 年中の犯罪発生件数が平成に入ってから最も少ない件数となり、大きな成果となって表れた。</p>		